

函館市看護系大学等設置に関する検討会議設置要綱

(設置)

第1条 函館市における看護系大学および看護系学部（以下「看護系大学等」という。）の設置の必要性等について総合的に検討を行うため、函館市看護系大学等設置に関する検討会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 看護系大学等の設置の必要性等に関する事項
- (2) その他、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 会議は、9人以内の委員で組織する。

- 2 委員は、医療、看護、教育、経済等の各分野に関する知識を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年以内とする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の再任は、妨げないものとする。

(座長)

第5条 会議には座長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 座長は、会議を代表し、会務を総理する。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、座長が招集する。ただし、座長を互選する会議については、市長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 座長は、会議の議長となる。
- 4 座長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、企画部において処理する。

(謝礼)

第8条 委員が会議に出席したときは、予算の範囲内で謝礼を支給する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月22日から施行する。